

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 燕市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.2%
全職員	70.2%

* 職員の給料については、給与条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.6%
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	100.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.1%
31～35年	94.3%
26～30年	94.4%
21～25年	91.5%
16～20年	95.2%
11～15年	86.4%
6～10年	86.4%
1～5年	83.9%

【説明欄】

・全職員の男女の差異について、「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は約74%である一方、女性は約38%に留まっており、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員の比率が高く、任用形態の関係から一定の差異が生じています。

※会計年度任用職員の男女の給与の差異は98.1%

- * 会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員などの短時間勤務の職員については、正規の勤務時間で働く職員との人数比率の均衡を取るため、個々の勤務時間数に応じて人数比率の換算を行っています。
- * 週の勤務時間数が不規則な職員は対象外としています。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。